

「東京五輪音頭-2020-」CD・DVD 藤沢市貸出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京オリンピック・パラリンピック開催準備室が保有する「東京五輪音頭-2020-」CD・DVDの貸し出しに関し、藤沢市物品会計規則（昭和36年5月15日規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(貸出基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合に貸し出しを認めるものとする。

- (1) 使用する場所が藤沢市内であり、かつ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成に寄与すると認められる場合
 - (2) その他東京オリンピック・パラリンピック開催準備室長（以下「オリパラ開催準備室長」という）が特に認めた場合
- 2 使用目的が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し出しを認めないものとする。
- (1) 法令等に違反するおそれのある場合
 - (2) 公序良俗に反するおそれのある場合
 - (3) 政治目的、又は宗教目的で使用する場合
 - (4) 営利目的で使用する場合
 - (5) 肖像権、又は著作権を侵害するおそれのある場合
 - (6) その他、市が貸し出すことを不適切と認めた場合

(貸出物品)

第3条 貸し出しする物品は次に定めるものとする。

- (1) 「東京五輪音頭 - 2020 - 」CD （歌詞カード付）
- (2) 「東京五輪音頭 - 2020 - 」DVD （歌詞カード・踊り方カード3種付）

(貸出申請)

第4条 貸し出しを受けようとするものは、「東京五輪音頭 - 2020 - 」CD・DVDの借用申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、東京オリンピック・パラリンピック開催準備室へ提出するものとする。

(貸出決定)

第5条 オリパラ開催準備室長は、前条の申請があったときは貸し出しの可否を審査し、貸し出しを決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の申請に対する貸し出しの決定は、申請の順により行う。ただし、複数の申請が同時にあった場合は、抽選によりその順序を決める。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1ヶ月を上限とする。ただし、オリパラ開催準備室長が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 貸出期間終了後は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への報告のため、「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVD使用実績報告書(第2号様式)を提出すること。

(維持管理・返却)

第7条 貸し出しの決定を受けたもの(以下「使用者」という。)は、「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

- 2 使用者は、「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDを転貸、譲渡、複製、転載又は利用目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者は、返却期限日までに「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDをオリパラ開催準備室長に返却するとともに、貸出品の状態について確認を受けなければならない。

(費用負担)

第8条 「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDの貸出しは、無償とする。

- 2 貸出期間中における「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDの運搬、維持管理、修理及び返納等に要する経費は、使用者の負担とする。

(返還)

第9条 オリパラ開催準備室長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間中であっても「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDを返還させることができる。

- (1) 使用者が「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDを使用しなくなったとき。
- (2) 使用者が本要項の規定に違反したとき。
- (3) その他オリパラ開催準備室長が特に認めたとき。

(損害賠償)

第10条 オリパラ開催準備室長は、使用者等が故意又は過失により「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDを紛失し、又は毀損した場合は、現品又はオリパラ開催準備室長が相当と認める損害額をもって賠償させることができる。ただし、当該事故の原因が使用者の責ではないとオリパラ開催準備室長が認める場合は、この限りでない。

- 2 オリパラ開催準備室長は、前項ただし書きの場合においては、使用者にその事実を証する関係官公署の発行する証明書を提出させることができる。
- 3 第1項本文の規定は、使用者が無断で他人に譲渡し、又は担保に供する行為等を行っ

た場合について準用する。

- 4 貸し出しを行った「東京五輪音頭 - 2020 -」CD・DVDの使用により、使用者又は第三者の生命若しくは身体を害し、又は財産を滅失、破損若しくは汚損させることがあっても、オリパラ開催準備室長は、その責を負わない。

(留意事項)

第11条 使用者は次の各号に定める留意事項を遵守の上、使用するものとする。

- (1) (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が示す利用方法を遵守すること。なおJASRACへの著作権使用料が発生する場合の方法及びその費用負担については使用者が確認し、適切に行うこと。

なお、JASRACとの手続きについて、市は一切関与しない。

- (2) 貸し出し物品を汚損、損傷又は滅失したときは、速やかに東京オリンピック・パラリンピック開催準備室に報告すること。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はオリパラ開催準備室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年2月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月22日から施行する。